

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	
○上牧町について	<p>上牧町は、奈良盆地の西部に位置し、馬見丘陵の西端を流れる葛下川の東岸に沿い、町の中央部は東経 134 度 43 分 20 秒、北緯 34 度 33 分 40 秒である。町の区域は、東西 2.1 km、南北 3.6 km のほぼ長方形で、総面積は 6.14km²である。北は王寺町、北東は河合町に接しており、南は一部広陵町に、西は葛下川を挟んで香芝市に接している。</p> <p>地形は、馬見丘陵の小起伏地帯に属し、大きくは丘陵部（台地部）、低地部の 2 つに分けることができる。上牧町の西境には葛下川が北流し、その沿岸に低地がみられる。この地域を南上牧地域と呼称する。</p> <p>また、町の中央部を滝川が北流し、その本流沿岸が谷底低地となっている。他の大部分は丘陵地・台地であり、滝川の支流や上流部は丘陵を刻む樹枝状の小さな谷となっている。</p>
○洪水害（ハザードマップ）	<p>町西端を流れる葛下川と町中央を流れる滝川という大和川水系の 2 つの河川がある。葛下川は葛城市、大和高田市、香芝市を経由して上牧町へ流下する河川であり、流域面積が比較的広く、本河川の流域では浸水被害の発生する危険があり、奈良県によって浸水想定区域が指定されている。本町、葛下川沿岸は低地であることから 0.5m～3m の浸水被害想定が予想される。沿岸部には住宅、工場、テナントと幅広く点在している。</p> <p>一方、滝川はほぼ本町の区域内を流下する河川であるが、流域面積が狭く、浸水想定区域は想定されていない。</p>
○土砂災害（ハザードマップ）	<p>本町は、町域の大部分を丘陵地が占め、丘陵地の谷筋を流下する河川沿いの平坦地及び丘陵地を造成した地域等に住宅地が形成されている。また、丘陵地と平坦地の境となる地域の一部に急傾斜地があり、集中豪雨が発生した場合、崖崩れの発生する危険がある。</p> <p>ハザードマップ上では、11 箇所は土砂災害特別警戒区域に指定されているが、商業地域から外れた居住区に多く見られている。</p>
○地震災害（ハザードマップ）	<p>本町においては、中央構造線断層帯地震と生駒断層帯地震等の内陸型地震の被害が想定される。特に南海トラフ地震の発生率は 30 年以内に 70%～80% と想定されており、発生の際には大きな被害が予測される。地震被害によるインフラへの影響は奈良大阪間の物流に多大な影響を及ぼす。</p>
○感染症	<p>新型コロナウィルス感染症（COVID-19）は、発生から急速に感染者をまん延させ、日本経済に多大な影響を及ぼした。当町においても、多くの町民の生命、健康に重大な影響をもたらしている。今後も、継続的に感染者がまん延し、経済活動が滞る可能性がある。</p>
(2) 商工業者の数（H28 年 経済センサス）	<ul style="list-style-type: none">商工業者数 487 社（内、小規模事業者数 302 社） <p>建設業 114 社、製造業 40 社、卸売業 33 社、小売業 87 社、飲食業 75 社、サービス業 75 社、その他 66 社の合計 487 社となっている。商業系統の企業は、中心市街地（大規模商業施設とその周辺）</p>

や片岡台地区に店舗が集中している。建設業を含む工業系企業は町内に幅広く分布している。

(3)これまでの取り組み

①当町の取り組み

- ・上牧町地域防災計画、上牧町国土強靭化地域計画の策定
- ・防災ガイドブックの作成
- ・ハザードマップの作成と公表（洪水・土砂災害・地震・ため池）
- ・上牧町避難所運営マニュアル作成（新型コロナウイルス感染症対策編）
- ・防災・災害情報（上牧町お知らせメール等）の実施

②当会の取り組み

- ・事業者BCP（事業継続力強化計画）に関する国の施策の周知
- ・奈良県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱、三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱と連携した損害保険への加入促進
- ・会員事業者へのウィルス感染対策品の配布および巡回訪問、郵送案内、ホームページ等による感染対策啓発の実施

II 課題

現状は、緊急時の取組について明確な取り決めが無く、具体的な協力体制などを明記したマニュアルが整備されていない。加えて、平時、緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいないことが課題となっている。

又、リスクに備えた共済・保険並びに事業者BCPについての事業者への周知不足といった課題も浮き彫りになっている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、全国商工会連合会等が提供するBCP（事業継続計画）策定ツールを活用しながら、事業者のBCP策定における伴走的支援を実施する。
- ・地区内小規模事業者に対し、国の認定制度である「事業継続力強化計画」の申請について広く周知を行うとともに、中小企業診断士等の外部専門家と連携のうえ、事業者の積極的な申請を促す。
- ・地域内小規模事業者に対して、巡回訪問、窓口指導時等に、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害をはじめとする、様々な経営リスクに備えるための保険・共済制度の提案を行うとともに、奈良県火災共済協同組合や保険会社等と連携し、保険・共済の加入を促す。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

本計画に基づき、当会と当町で協議を重ね、早期に協定を締結し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取組めるようとする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回訪問、窓口相談時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所への自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会ホームページや公式LINE、会員への郵送案内等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・地域内の小規模事業者に対し、無償で簡易的ではあるものの、策定に実効性のある全国商工会連合会の提供する事業者BCP策定ツールを周知し、取組提案を行うとともに、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する中小企業診断士等の専門家を招き、セミナー、個別相談を実施することで、事業継続力強化計画の周知を図るとともに、計画策定の着手を行うよう伴走的に提案する。
- ・新型のウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者は常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型のウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和5年度事業継続計画を作成予定

3) 関係団体等との連携

- ・奈良県商工会連合会や奈良県火災共済協同組合、及び連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、

セミナーや個別相談を通じて、会員事業者を含む地域の小規模事業者に広く保険・共済の紹介を行う。

・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス策として「感染症特約付き休業補償」や経営者、従業員の「医療保険（生命保険）」の紹介等も実施する。

・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催

4) フォローアップ

・普及啓発セミナーや個別相談会等に参加した事業者に対して、巡回訪問、電話連絡等を用いて、BCP策定、事業継続力強化計画の着手を促す。

・BCP策定、事業継続力強化計画の策定に取組む事業者については、2週間に一度、訪問、電話にて進捗状況の確認を行い、確実な計画策定を促す。

・主に当会及び当町にて組織する「上牧町事業継続力強化支援協議会（仮）」を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（マグニチュード7.0、大雨による葛下川、南上牧地区等の冠水）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

<2. 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

・発災後2時間以内に職員の安否確認を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況、鉄道運行状況等）等を当会と当町で共有する。)

・国内における新型のウイルス感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗いうがい等の徹底を行う。

・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

・当会と当町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例)
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が発生しているものと考える。

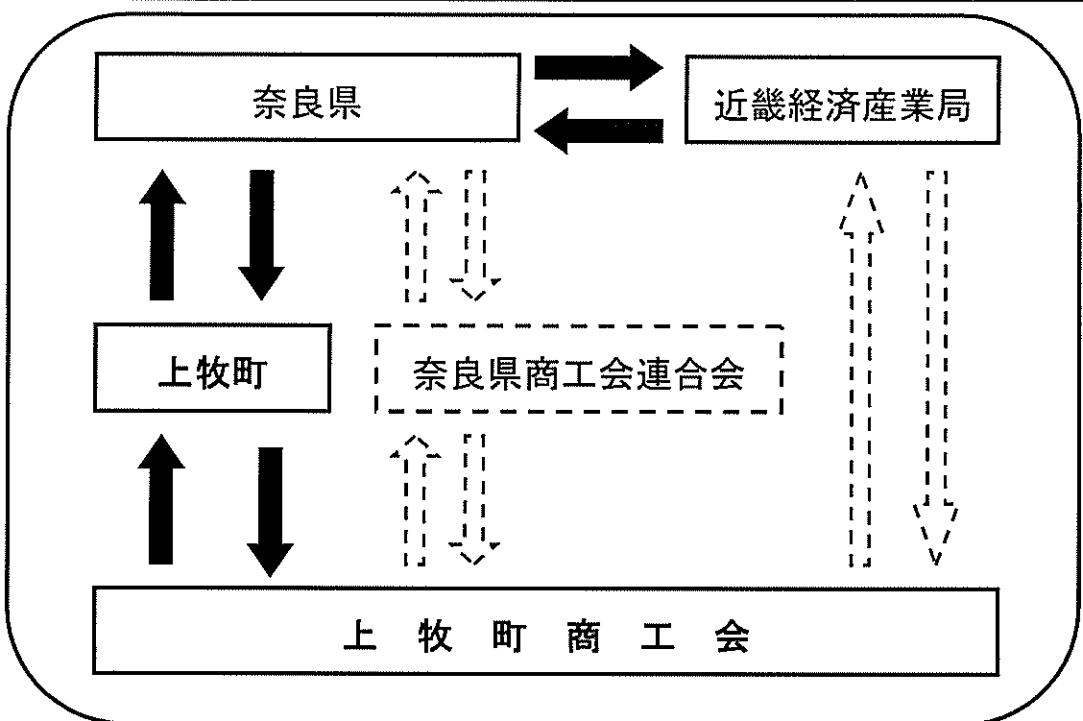
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～7日間	1日に3回共有
8日目～20日目	1日に2回共有
21日目～1ヶ月	1日に1回共有
1ヶ月以降	2日に1回共有

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、奈良県の指定する方法にて当会または当町より奈良県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有する情報を奈良県の指定する方法にて当会または当町より奈良県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や奈良県、当町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

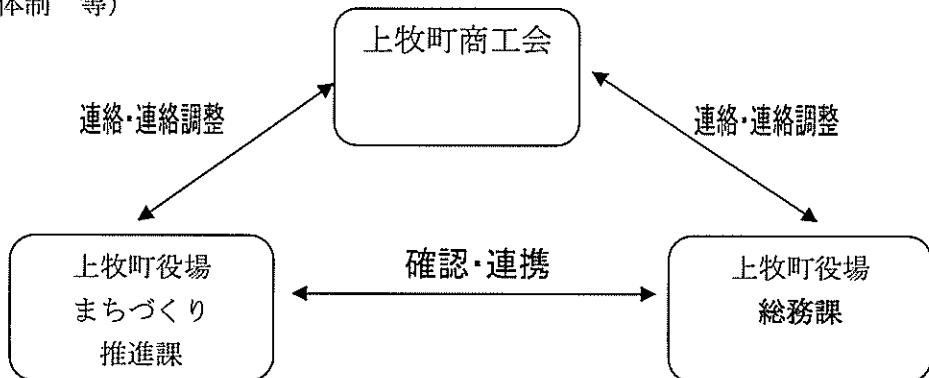
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2022年12月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 上島 正栄（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

本計画の具体的な取り組みの企画や実行

本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

上牧町商工会

奈良県北葛城郡上牧町上牧 3426-1

TEL:0745-77-5111 FAX:0745-78-2296

MAIL:kanmakishoko@zeus.eonet.ne.jp

② 関係市町村

上牧町役場 まちづくり推進課

奈良県北葛城郡上牧町上牧 3350

TEL:0745-76-1001 FAX:0745-76-1002

MAIL:machidukuri@town.kanmaki.lg.jp

上牧町役場 総務課

奈良県北葛城郡上牧町上牧 3350

TEL:0745-76-1001 FAX:0745-76-1002

MAIL:soumu@town.kanmaki.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	年度	年度	年度	年度	年度
必要な資金の額	370	370	370	370	370
・専門家派遣費	165	165	165	165	165
・セミナー開催費	55	55	55	55	55
・広報費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、上牧町補助金、奈良県補助金、各種手数料収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。